

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「美唄市不足額給付金」とは？

「美唄市不足額給付金」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、**追加で給付を行う**ものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

$$\text{所得税} \quad \text{定額減税可能額} - \text{令和6年分所得税額} = \text{①}$$

$$\text{住民税所得割} \quad \text{定額減税可能額} - \text{令和6年度分住民税所得割額} = \text{②}$$

$$\text{不足額給付時調整給付所要額} = \text{①} + \text{②} \text{（1万円単位に切上げ）} \text{③}$$

$$\text{支給額} = \text{③} - \text{令和6年度調整給付金所要額}$$

II 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円※を支給

※ 定額減税の対象外となった時期により支給額が変動します。

例

○青色事業専従者・事業専従者（白色）の方

○合計所得金額48万円超の方

・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額③」が「令和6年度調整給付金所要額」を下回った場合にも、昨年受給した調整給付金余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が美唄市の場合

- 対象者には、美唄市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認し、**変更がなければ**そのままお待ちください。

(2) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出などにより異なる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和6年中に転出された方であって給付対象となる方は、案内文を送付しますので、美唄市に対し、申請書に必要な資料を添えて申請してください。

II 令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割共に定額減税前税額が0円で、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- 対象者には、美唄市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認し、**変更がなければ**そのままお待ちください。振込先の記載がない場合は、**届出が必要**となります。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

美唄市臨時特別給付金推進室【美唄市役所 1階相談室】〔 所管課は地域福祉課 〕
「不足額給付金」窓口



0126-35-7141（直通） 受付時間 平日9:00～17:00